[研究ノート]

中国私立学校における財産権の法的保護

張利国鷲尾紀吉

〈目 次〉 1 総説

- 2 私立学校における財産権保護の立法現状
 - 2.1 『私立教育促進法』の関連規定
 - 2.2 『施行条例』の関連規定
 - 2.3 その他の関係法令の規定
 - 2.4 地方の立法状況
- 3 私立学校における財産権保護の法律原則の明確化
 - 3.1 教育の公益性原則
 - 3.2 責任・権利・利益の相互統一原則
- 4 私立学校における財産権保護の法律経路
 - 4.1 私立学校の財産権帰属の明確化
 - 4.2 私立学校の資産管理・監督の主体と法的責任の明確化
 - 4.3 出資者、創立者の正当な権利保護の訴求
 - 4.4 私立学校の財産権移動の関連法律の創設強化
 - 4.5 私立学校の財産権の紛争解決と救済メカニズムの完全化

総説

私立学校の財産権問題は私立教育の核心問題の一つであり、私立学校の財産権境界の区切り、譲渡、評価、私立学校法人の管理構成の確立等の一連の問題と関係が深い。

財産権とは、自分または他人に利益を受けさせる、あるいは損失に帰する権利をいう¹⁾。各学科の領域で比較的頻繁に使われる用語としての財産権の定義に関して、それぞれ異なった意味で使われている。法律界においては普通、財産権は民事の主体の財産に対してもつ占有権、使用権、収益権及び処分権等の財産権と考えられている。教育界においては普通、教育の財産権、つまり教育活動の組織と個人に参加して、財産をめぐって形成された権利関係と考えられている。その主体は財産権をもつ者、客体は教育財産権のキャリヤーで、つまり教育財産だといわれている²⁾。私立学校の財産権は私立学校の財産所有権、使用権、収益権、処分権及びその他の財産の所有権と関係のある財産権を構成する権利束である。

私立学校の不明確な財産権境界の区切り、法的保護の不完全によって、実践の中で多くの私立学校を侵害する現象がみられた。第1に、私立学校外部からの侵害であった³³。これは、主にある政府主管部門や社会団体及び個人に私立学校の財産が侵害されることであった。例えば、管理部門は行政権を濫用し、私立学校に対しむやみに料金、検査、罰金、割当をし、私立学校の正常な運営秩序に悪影響を与える。

第2は、私立学校の内部人員(主に投資家、創立者)が 私立学校の財産を侵害したことである。例えば、出資の 持ち逃げ、不法な資金の流用、意図的な学校資産を横領 等があった。典型的な例として以下の例をあげることが できる。1999年に山東省鄄城県の高華娟と趙慶東は離婚 し、裁判所に「私立育英中学(校)」の財産を分割する判 決を求めさせられた財産訴訟事件。2000年に佛山市第一 所貴族学校「聚華園学校」の資産を不法に流用、横領さ せられた訴訟事件。2006年に山西南洋国際学校の不法な 資金調達や出資の持ち逃げに対する訴訟事件などがある。

上述したように、私立学校の財産権を侵害するさまざ

まな不法行為は、直接に私立学校の各財産権の主体の合法的権益を侵害しただけではなく、私立教育の持続的、健全な発展にも影響を与えた。1つは、投資家の利益を損ない、その投資の積極性にも影響を与えた。2つは、私立学校の法人の利益を損ない、学校の設立・運営するリスクをも増加し、一部の私立学校破産、あるいは倒産の境地に陥ってしまったことも招いた。3つは、学校の経営者、教職員と学生の利益を損ない、社会の不調和の要素を増加し、さらには集団性の衝突事件を誘発する可能性もある。したがって、この方面の立法活動を強化し、私立学校の財産権の主体の正当な権利と利益を効果的に保護することが必要である。

2 私立学校における財産権保護の立法 現状

私立学校における財産権保護に関連する立法については、主に『社会力量学校運営条例』(既に廃止)、『中華人民共和国私立教育促進法』(略称『私立教育促進法』)、『中華人民共和国私立教育促進法施行条例』(略称『施行条例』)及びその他の関連立法にあらわれている。

2.1 『私立教育促進法』の関連規定

『私立教育促進法』の関連規定によって、私立学校は、 創立者に対して私立学校資産、国有資産、被贈与財産及 び学校の設立・運営する蓄積資産、法人の財産権を享有 する(第35条)。私立学校は、存続期間中はすべての資産 は私立学校から法律に基いて管理され、使用され、いか なる組織と個人は横領することを禁止する(第36条)。私 立学校の資産の使用と財務の管理は審査機関及び関連部 門の監督を受ける(第38条)。私立学校は学校の設立・運 営コストを差し引き、発展基金を取っておき、国家の関 連規定によってその他の必要な費用を取り出した後で、 出資者は学校の設立・運営の余剰金の中から合理的な報 酬金がもらえる(第51条)。

上述の規定は、私立学校の財産の出所、所有権、管理 と監督等の問題に対して定めているが、その大部分が原 則的な規定を定めたものであり、操作の可能性に乏しく、 効果的に私立学校の財産権を保護する問題を解決し難い。

¹⁾ 張春霖, 財産権概念と財産権研究的方法-ハデムサイツ『財産権の理論』を読む[7]. 経済社会体制比較, 1990.(6)

²⁾ 南旭光, 羅恵英. 基於 G-H-M 理論的教育產権制度缺陷及優化[J]. 雲南師範大学学報(哲学社会科学版) 2008, (2):89-93.

³⁾ 肖晗. 產權: 圍困民辦教育的第一道籬笆[J]. 時代法學, 2011, (4):69-77.

主に次の問題点がある。

(1) 財産権の性質が相互に矛盾する。規定によると、さまざまなルート (創立者が私立学校に投入する資産、国有資産、受贈財産及び学校の設立・運営の蓄積) により、私立学校に入った財産で、その法人の財産権の所有は私立学校に帰属する。しかし、法律はまた、「私立学校の存続する期間中、すべての資産は法律に基づき私立学校が管理し使用する」と規定する。これは、明らかに私立学校がその法人の財産に対して有するのは「管理権」と「使用権」であり、排他性の「所有権」ではない。民法の物権理論では、「管理権」と「使用権」の本質は他物権(具体的には用益物権を指す)に属す。

所有権の権能と所有権者が分離の基礎の上で発生し、 他物権者は物に対し、ある程度の直接の支配権を有して いる⁴。これは、自物権(所有権)と物に対し完全排他 的支配権の有することが2つの異なる法律範疇に属する ことになる。

(2) 財産権の帰属が不明である。上述した規定はただ私立学校の法人の財産権だけを定めており、創立者、出資者に関連する権利については定めない。例えば、『私立教育促進法』第51条の規定では、私立学校は学校の設立・運営コスト、国家の関連規定によるその他の必要な費用を差し引いた後、私立学校の「出資者は学校の設立・運営の余剰金の中から合理的な報酬金がもらえる」と定めた。また、第59条の規定では、私立学校が終了し、全部弁済した後、余剰財産は関連法律や行政法規の規定で処理すると規定する。

これで分かることは、立法者は「合理的な報酬」制度により、出資者の利潤分配請求権と私立学校非営利性規定との利益衝突は「平衡がとれている」し、「関連の法律」、「行政法規の規定によって処理する」という曖昧な文言で、出資者の余剰財産請求権を回避したいとしている。それ自体は立法者の一方的な思いであり、私立学校の所有権の明晰、権利と責任を明確にする財産権制度の創立に無益なだけではなく、出資者のために各種名義での私立学校の独立財産権を侵害に乗じる機会も提供した。(3)財産権の保護メカニズムは拘束力不足である。『私立教育促進法』は、私立学校が存続期間中にすべての資産について、いかなる組織と個人は横領することを禁止す

ると規定する。法律又は法規の規定に違反し、私立学校からいかなる費用を受け取ってはならない。しかし、これらの規定はただ原則性、公表性を規定するだけであり、違法者に対する必要な義務と責任追究に関する規定が不備であり、実践する中で必要な拘束力が不足している。2.2 『施行条例』の関連規定

『施行条例』は、『私立教育促進法』における私立学校の財産権制度の関連規定を細分化している。例えば私立学校における国有資産、受贈財産の監督、管理について、さまざまな種類の出資者は「合理的な報酬」等の問題がある。総合的に観察すれば、細部の立法は依然として財産権保護のいくつかの核心問題を十分に解決していない。

1つは、私立学校の法人の財産権だけに対し規定し、 投資家、創立者の関連する権益に対し、例えば余剰請求 権や利潤分配請求権などに対しては依然として消極的に 回避する態度を取った。このため、学校の設立・運営の 蓄積の増加部分と創立者の投入する部分の財産権の境界 の区切り、私立学校が債務を完済した後、余剰財産分配 等の問題に対しては依然として解決できなかった。2つ は、財産権の紛糾を解決するメカニズムが乏しいことで ある。これは、私立大学の財産権関係と財産権の状況が 混乱するのを招き、私立学校の財産権境界の区切りの業 務が展開しにくく、財産権の紛糾がしばしば現れて来る。 2.3 その他の関係法令の規定

2006年国務院『私立大学の規範管理の強化と私立高等教育の健全な発展の引率についての通知』の規定には、「私立大学は法人の財産権を実行に移す。投資家は時間通りに正確に出資する義務を履行し、学校に資産を投入後、公認会計士の検証と学校への名義書換を行い、いかなる組織と個人は差し止め、流用、横領してはならない」と定める。

2007年教育部が公布した『私立大学の学校設立・運営管理の若干規定』で、私立大学の創立の出資義務を再度明確にした。そして学校の借金、受取授業料、受取寄贈財産と国家の出資援助が創立者の出資範囲外となった。特に、それぞれ登録、帳簿建て、資産の名義書換等を通じ、私立大学の法人の財産権を実行することを強調する。第6条の規定では、「私立大学が創立者に対し、学校に投入する資産、国有資産、受贈財産、学校の設立・運営蓄

⁴⁾ 佟柔. 中國民法[M]. 北京:法律出版社, 1999,222.

積に法律に基つき法人の財産権を享有し、そしてそれぞれ登録し帳簿を建てる」と定める。また第7条の規定において、「私立大学の資産は、設立する1年以内に必ず学校の名義に書き換えなければならない。この規定が出る前に資産を学校の名義に書き換えていないときは、当規定の出した日前一年内に学校名義に書き換える。資産を学校の名義に書き換えていないときは、創立者は学校の債務に対して連帯責任を引き受ける。」と定める。

私立学校の財産権保護について、上述の規定はさらに 周延するため、措置はより具体的であった。1つは、創立者の出資義務、資産名義の書換責任を強化することを 通じて、私立学校の財産の真実性と充実性を保証した。

2つは、私立学校の法人の財産範囲の境界の区切りを通じて、それぞれ帳簿制度を建て法人の財産の独立性を保障する。この角度から理解すれば、疑問なく立法の進歩である。しかし、投資家の財産権収益、余剰財産分配請求権、財産譲渡、請合を許すかどうかなどの内容に対する規定が乏しい。創立者、出資者が私立学校の財産権を侵害するさまざまな現象を根絶しにくいだけではなく、実践する中で実施効果もあまりよくない。調査によると、45カ所の私立大学の中で、資産名義をすべて書き換えたのは2カ所だけで4.4%で、全く名義を書き換えないのは11カ所で24.4%、全部資産のうち50%以下の名義を書き換えたのは29カ所、64.4%を占めている。

2.4 地方の立法状況

概算統計によると、現在、中国が私立教育において地域的法規を公布したのは、すでに20くらいの省市政府となっている。その内容は私立学校における財産権の問題で、以下の点に集中している。

(1) 財産権における境界の区切り問題

2005年、黒龍江省人民政府は『私立教育の発展を促進する若干の意見』を公布し、その中の第12条は、『中華人民共和国私立教育促進法』が施行する前に発展を遂げた私立学校、現在学校の設立・運営する蓄積基金は一定の規模に達したが、明確に出資比率のない創立者、学校への発展貢献の情況に応じて、学校理事会あるいは理事会を通じ、許可賛成し、審議機関の査定、1回限り創立者に学校の純資産(国有資産と社会の寄贈部分を差し引く)の15%の奨励に相当する、創立者の創業開始の出資

する金額として与えることができると規定する。国内の 第一部として私立学校の創立者の創設出資額に対して明 確に規定する地域的法規を作り出し、それは私立学校の 財産権の問題を解決することに対して里程碑(道標)的 な意味をもっている。

(2) 私立学校における法人の財産権実行の問題

『上海市における私立学校法人の財産権の実施移行を推進する方法』と2011年『温州市における非営利的私立学校法人に関する財産権を明確にする実施方法(試行)』は、以下の内容を包括する。

まず、私立学校法人の財産範囲を明確にした。つまり 私立学校法人の財産は、創立者の投入資産、国家から受ける直接的または間接的に支持し形成する資産、寄贈を 受け形成する資産、授業料の収入、学校の設立・運営す る蓄積資産及びその他の収入を包括する。私立学校の対 外借金、学生の授業料、宿泊料とその他の収入、受ける 寄贈の財産、政府からの各種の出資する援助金は創立者 の投入資産に属さない。

次に、私立学校の資産の名義書換問題に対し、重点的に規定された。第1に、私立学校が資産の名義書換の手続きに関連することを求めることを規定した。第2に、異なる出資形態を結び付けて相応する資産名義を書き換えることを定めた。第3に、私立学校の資産名義を書き換えることを奨励する優遇政策を発表する。例えば、私立学校の資産名義を書き換える過程で関連する不動産収得税など国家の関連規定によって、関係する税収の特恵を享受する。期限内に不動産の手続きの登録を移転し、取引手数料を免除する特恵政策を与える。

『広東省教育庁の私立教育規範特色の発展を促進する意見に関して』においては、資産の名義書換の具体的なタイムテーブルを定め、「資産の名義を書き換えていない私立大学・高等専門学校を2018年の前に資産の名義書換を基本的に完成させるはずである。」としている。

(3) 私立学校の創立者の合理的な報酬の問題

重慶は企業の平均収益率10%の計算により、私立学校の合理的な収益率が3%-5%に設定することができるのを確定する。そして企業所得税も免除できるとする。

2011年に中国共産党無錫市委員会、無錫市人民政府 『積極的に社会力量で出資、寄付する学校を増設する意

⁵⁾ 董聖足. 關於民辦學校法人財產權的思考[J]. 教育發展研究, 2007, (7):1-5.

見』の通知規定において、「私立学校の出資者の合理的な報酬の取得要求については、それが関連の法律政策によって、学校の設立・運営する余剰金を割り当て合理的な報いを得ることができることを定めるのを許す。毎年合理的な報酬金額、学校の帳簿上の記録する出資者の実際の出資する額と同期の金融機関の人民元の1年期ローンの基準の利率の150%の積を上回らないことになる。

取り出していない合理的な報酬金額に学校の発展に用い、規定に基づいて資金調査した後に出資者の株権の割合で新たに増加する出資する金額とする。出資者は私立学校に報酬を求めず、学校を設立・運営する余剰金があるのを前提の下に、学校政策決定機関を通じ、討論し、そして許可審議機関に記録に載せたことを報告した後に、学校を設立・運営する余剰金の中から経費を取り出し、出資者を奨励することに用い、毎年奨励額は、出資者の実際に出資する額と同期の金融機関の人民元の1年期ローンの基準の利率の積を上回らないことになる。累計で取り出した総額は、出資者の出資する定額と金融機関の人民元の同時期借り入れる金利の1.5倍を上回ってはならないことになる。

2009年、広東省が公布した「広東省の実施『中華人民共和国私立教育促進法』方法」の規定において、合理的な報酬金額を求めない私立学校の出資者に毎年学校の余剰金の中から一定割合で取り出すことができるとし、ただし理事会の許可を得ることが必要である。累計で取り出した総額は出資者の出資する定額を上回ってはならない。

温州市は真っ先に私立学校の分類管理制度を実行し、その中で民営事業機関の法人によって登録、管理する私立学校は、学校の設立・運営コストを差し引いて、発展基金として取って置く、その他関係する費用を取り出した後に、学校の設立・運営余剰金がある場合には、学校政策決定機関を通じて決定を研究し、そして教育行政部門の許可を得た上、学校の余剰金の中から一定割合で経費を取り出すことができ、出資者を奨励するのに用いる。

『上海市における私立学校法人の財産権の実施移行を推進する方法』においては、創立者の合理的な報酬権利を承認し、そして「創立者の獲得した合理的な報酬金額、また学校へ再投入する場合、実際の金額で帳簿を記入する。」と定める。

3 私立学校における財産権保護の法律 原則の明確化

当面、私立学校の財産権保護は以下の原則を重点的に 明確にすべきである。

3.1 教育の公益性原則

教育は一つの社会公益事業として、社会のため公共の商品あるいは準公共の商品を提供し、それによって社会全体のために財産の創造と利益を図り、教育機能を実現することを通じて、国民全体の素質を高めて、経済と社会の発展のために知力またその人力を提供する。

中国『教育法』の規定において、教育は利益を得る目的とはならず、法律の形式で教育の公益性を明文で規定し、『私立教育促進法』においても、民間経営の教育事業は公益性事業に属している。民間経営の教育事業は教育体系の中の重要な構成部分として教育の公益性に合わなければならない。将来とも中国の私立教育は依然として非営利的教育を堅持すべきで、私立学校が発展する主流とする。

財産権の方面まで実行すれば、教育の投資は商業の投資と違い、教育は利を得る目的にならず、単に財産権の収益を求める投資にはならない。暴利を図って、利潤最大化の行為を求めることを教育の最終価値指向としてはならない。教育の基本的な性質と規律の前提の下に符合させるとともに、社会の本位観念を堅持し、教育の公益性を保証する®。

3.2 教育の持続的発展原則

教育自身は長期性をもち、累積性と不可中断性等の特徴があり、したがって教育資本が移動するか、あるいは譲渡し回転するように教育の持続的発展を保証しなければならない。一つは資本移動の方向に専門方向性を有し、内部または外部の移動はすべて厳格に教育領域だけに制限されるべきであり、資本の移動が教育の属性を変えてはいけない。二つは財産権の譲渡価格は自らの意思と公平、等価で有償な原則に従い、合理的な財産権の譲渡価格を確定し、人為的に過小評価または過大評価してはならない。三つは国家の教育財産権の合理的な移動に関連する立法に、財産権の移動手順を規範に合わせ、積極的に資源のよりよい配置と合理的な移動を促進すべきである。

⁶⁾ 孟繁超, 胡惠萍. 論我国民辦學校的財産権帰属及其法律規制[]]. 河海大学学報(哲学社会科学版) 2005, (7):16-19.

3.3 責任・権利・利益の相互統一原則

中国の『憲法』、『物権法』においては、公民の合法的な私有財産が侵犯されないことを明確に規定した。国家は、法律によって公民の私有の財産権と相続権を保護するべきである。中国は慈善的寄贈を主要な特色とした財団法人という西洋の私立学校と異なり、本質は投資により学校を設立・運営するという特徴にあるのである。そのため、私立教育事業へ投入する個人あるいは組織にとって、その教育に投入する資産の所有権が勝手に剥奪されることはならず、明確に保護されるべきであり、これは現代文明社会における私権の神聖な原則の必然的な要求である。

同時に我々も、現行法律では出資者に相応する責任追及制度が不備であり、例えば出資瑕疵責任、出資損害賠償責任、出資違約責任等出資者の違約と権利侵害行為が時々発生していたことをみるべきである。「資産名義の書換」は、ただ形式的で本質的に応対することが難しい。そのため、私立学校で財産権保護の立法設計過程中、一方では、公民の私有財産の規定を保護する憲法を堅持し、財産権境界の区切り、帰属、分配時に、合理的に投資家の合法的権益を保護する。同時に割合リスクと割合利益が共存する原則を貫徹するのに応じて、法律をもって私立学校の投資家、創立者の権利と義務を規制し、それに対して私立学校法人の財産権の行為を不法に侵害したら、民事、行政及び刑法の責任を引き受けるべきである。

4 私立学校における財産権保護の法律 経路

各種の私立学校の財産権を侵害する行為に対し、法律 制度の完備を強化することこそ、私立学校の財産権を有 効に保護することができる。

4.1 私立学校の財産権帰属の明確化

(1) 合理的に私立学校の財産権境界を区切る。財産権境界の区切りにおいて、私立学校の初期財産に対し、主に原始投資の原則に従う。学校の設立・運営、蓄積する財産、「転がり式発展」私立学校に対し、主に債務最終引受の原則に従う。具体的にいえば、初期財産の境界の区切りにおいて、創立者個人の投資財産はすべて創立者に、

国家の直接的、間接的な投入財産はすべて国家に、社会 組織や個人の寄付する勉学援助の所有権はすべて学校に 属する。学校の設立・運営について、債務最終引受原則 により、この一部の財産の所有権は学校に属する。

「転がり式発展」の学校については、投資家に頼って直 接投資するのではなく、主に賛助金の受取、社会寄贈の 受取、授業料と雑費、育成費の差額と学校経営企業を通 じての学校設立・運営の蓄積、主に銀行を通じての学校 運営授業料、育成費、または学校経営企業の収入により ローン返済で創立する学校とする。具体的な投資主体が 不明で、債務最終引受原則により、この一部の財産の所 有権は学校に属する。そのため、私立学校の財産は主に 4つの部分から構成され、①投資家の投入、②社会の寄 付賛助、③国有資産、④学校の設立・運営の蓄積となる。 (2) 異なる財産の財産権の分離原則を明確にする。第1 に、出資者、創立者の出資する財産または個人財産と私 立学校の独立財産との混同を防止するため、出資者また は創立者が勝手に私立学校の独立財産を侵害するのを防 ぐことを法律をもって明確に規定すべきであり、出資者 または創立者の出資する財産と私立学校の財産を分離す る。すなわち、出資者または創立者がその財産を学校に いったん出資し譲渡したら、この時に所有権の移転が生 じ、出資者または創立者はその財産の所有権を譲渡した と同時に、価値形態の意味上の「所有権」(株主の権利に 似ている)を交換によって手に入れ、株主の利潤分配請 求権、余剰財産請求権等の自益権および管理者の選挙、 学校管理など参加する共益権がもらえるっ。しかし、所 有者の地位で思うままに出資した資金を引き出し、処分 する権利はない。

第2に、出資者または創立者の個人財産と私立学校の 財産を分離する。私立学校法人の統治構造の完備、専門 的分類の口座の開設、厳格な財産権の公示の手続き、権 利侵害の責任のメカニズムなどを創立することを通じて 実現する。

(3) 私立学校法人の財産権を本格的に実行に移すことを保障する。

私立学校法人の財産権を侵犯する違法行為に関連する 立法に対する制約を強化しなければならない。『温州市に おける非営利的私立学校法人に関する財産権を明確にす

⁷⁾ 張利國. 民辦學校私法性質界定的缺陷及其立法建議[J]. 現代教育管理, 2011, (6):54-57.

る実施方法(試行)』第10条を参考にし、私立学校法人の財産権の各類の規則違反行為に対して処罰を規定する。第1に、創立者、出資者に対する処罰を規定する。主に、創立者が出資を撤回または持ち逃げし、学校を正常に運営することができないこと、創立者が見せかけだけの帳簿出資をすること、創立者が不法に学校の財産を占有、支配し、または流用すること、学校の規約で合理的な報酬を受けることができない出資者が勝手に合理的に報酬を取得すること、あるいは割合に基づかない報酬を得ること等の行為については処罰する。第2に、私立学校とその他組織及び個人対する処罰を規定する。主に、学校が学校の資産を対外投資に用いること、学校の設立・運営資金を流用すること、関連部門間に資産を移転、収入を横領して、資金を隠し、または費用に割り込み占用すること等の行為を処罰する。

4.2 私立学校の資産管理・監督の主体と法的責任の明確化中国の立法により、私立学校は民間経営する非企業法人と位置づけた。明らかに欠陥性がありながら、中国の私立学校の設立・運営の本質の特徴および学校の設立・運営主体の多様化の特徴に十分に考慮していない。しかし、現在、中国の営利性と非営利性私立学校の分類制度が不完備な状況において、私立学校の資産状況を効果的に管理監督し、私立教育機構の公益性を維持するために、教育主管部門は依然として私立教育機構の監督管理の主体となる。その管理監督の内容は主に次の内容を含むべきである。すなわち、私立学校設立・運営の市場進出許可制度、学校の設立・運営および資産状況、学校の公共積立金制度、分配制度と財務の会計制度等。政府関係部門の外部管理監督と学校の内部監督を通じて、効果的に各種権利侵害行為を排斥し、私立学校の利益を守る。

それ以外に、政府管理部門が行政権力の濫用を防止するため、私立学校の正常な教育の秩序妨害あるいは私立学校の財産権を侵害する行為、およびこの種の汚職、権利侵害行為の処罰程度を強化する。上級指導者の責任制を創立し、私立学校の財産権を大きく侵害する行為に対し、主要な指導者、関連する責任者の法的責任を追及すべきである。

4.3 出資者、創立者の正当な権利保護の訴求 出資者、創立者に関連する権益に満足が得られないの は、私立学校の財産権の侵害を招く重要な原因の一つである。出資者、創立者の合理的な権利を適切に訴求することを尊重し、私立学校の独立財産権を維持し、守る。(1)中国私立学校の「合理的な報酬」制度を再構築し、出資者の収益権を満足させる。ある学者は、改めて中国私立学校の「合理的な報酬」制度の境界を区切り、奨励性と収益性という二重属性の報酬を授けるべきだと考えている。その中で、奨励性の報酬は主要標準として私立学校の社会的効果、社会的名声等私立学校の公益性程度を実現する指標とし、それは出資者の出資額と出資比率とリンクしないし、また学校資産の増加額と学校設立・運営の余剰金ともリンクしない。

収益性の報酬を考察する標準は、主に出資者の出資額 と学校資産の増加額、学校設立・運営の余剰金等の経済 的指標となり、それは直接に出資者の出資額、出資比率 と学校資産増加額、学校の設立・運営の余剰等と連結す る®。筆者は、上述の説明は中国の私立教育の「合理的 な報酬」制度の苦境を突破することに一定の参考的意義 があるものの、しかし「合理的な報酬」は、厳格な法律 上の用語ではなく、依然として国家の政策を実行するこ とと実践的な発展をする間の妥協からやむなく表現され た用語であった。長期的にみれば、私立学校に対して営 利的、非営利的区分をした上で、出資者に相応する利潤 分配請求権を与えるのは便宜的な方策であると考える。 (2) 余剰財産分配問題に理性的に対応し、出資者の余剰 財産分配請求権を尊重する。『上海市における私立学校法 人の財産権の実施移行を推進する方法』第13条の規定に、 私立学校を終止した後に、その資産処分後余剰がある場 合、国家に対し、私立学校へ投入し、形成された財産、 私立学校に寄贈を受けて形成された財産には、許可審議 機関により全体的に計画案配し、民間経営の教育事業発 展に用いる。その他の余剰財産は、関連の法律、法規の 規定によって処理する。

『重慶市人民政府の私立教育の発展促進に関する意見』の中に、「私立学校を終止した時、法律に基いて債務完済した後の余剰財産に対し、出資者は法律によって相応の部分を獲得することができる」と規定する。『温州市における非営利的私立学校法人に関する財産権を明確にする実施方法(試行)』第9条において、「学校を清算した後

⁸⁾ 王茜, 肖晗. 產權視野下的民辦學校合理回報制度重構[J]. 行政與法, 2011, (6):54-57.

の余剰財産は関連部門の規定に基づいて処理し、教育、 財政部門は社会の公益資産を引き渡し、接収、振替およ び管理活動をしっかりと行い、残余の問題を適切に処理 する」と規定する。

筆者は、余剰財産分配問題について「画一的な処理」 するのではなく、資産の出所方法の相違別にそれぞれ規 定をすべきであったと考える⁹。寄付金で設立する私立 学校について、余剰財産は教育主管機関から全体的に計 画を案配すべきで、民間経営する教育事業あるいはそれ に近いその他の社会公益事業に引き続き使用する。

出資者に対し、合理的な報酬を求め得えない私立学校において、出資者が余剰財産の中から投資を回収するのを許可し、なお余剰資金があるときは、同じく審議許可機関の手配をし、民間経営する教育事業あるいはそれに近い社会公益事業の発展に用いる。完全な企業あるいは自然人が出資し、合理的な報いを求めるあるいは営利を得る性質の私立学校においては、企業法、会社法の要求により、出資者の余剰財産分配請求権を与える。一部の寄付、一部の出資により設立される混合型私立学校においては、私立学校が営利の獲得を主な目的にしているか否か、総合的に出資者の願望等の要素を考慮し、余剰財産の分配に対し按排する。

4.4 私立学校の財産権移動の関連法律の創設強化

私立学校の財産権の移動は、直接創立者の変更、学校 資産の構造の変化が生じ、人員の配置等の一連の複雑な 問題とつながっているだけではなく、財政、金融、税収、 社会保障等の政策調整とも関連し、各方面の利益の主体 に対しての影響は甚大である。そのため、関連して組み 合された法律、法規の建設を創立し完全なものにすべき である。私立学校の財産権の移動を規範して、財産権取 引市場を積極的に育成し、私立教育の健康な発展を促進 する。

(1) 私立教育に関連する法律制定の業務を加速する。『私立教育促進法』の改正の業務を強化する。例えば、私立学校の財務清算制度を改善して、私立学校の清算人の選任、任用制度を建立し、清算人の義務と責任等を明確にし、私立学校における財産権移動条件を創造するための制度を進める。『国家中長期教育改革と発展綱要(2010-2020年)』において、「営利性と非営利性私立学校の分類

管理試点を実行する」、「法律に基づく私立学校の変更、退出メカニズムを明確にする」、「私立学校法人の財産権を適切に実行する」などの観点を提出した。将来の私立学校の財産権の問題には、営利性と非営利性私立学校分類管理制度の枠組みの下で展開しなければならない。この枠組みに基づいて、2種類の私立学校間の財産権移動、変更、退出構造を合理的に設計する。そして、それに対応する財務、会計と資産の管理制度を定め、これにより効果的に私立学校の財産権の問題を解決できる。

(2) 社会保障体系の立法を強化する。私立学校の財産権の移動に対して、時には学校の教職員のリストラ、学生の転校問題は避けられない。『労動法』とこれと組み合わせて関連する行政法規を完備し、適切に労働者の合法的権益を保護する。私立学校の財産権が移動する時は、教員と学生の利益を最優先に考えるべきであり、具体的な配置方法を制定する。国家は、できるだけ早く統一的な教員の社会保障制度を創立すべきで、私立学校の教員が公営学校の教員と同等な法律の地位を享有できることを確実に実現する。

私立学校の財産権を移動して生じる学生への影響に対し、履修単位の互換制を創立し、学業の連結を実現して、学生の付随する学業権益を保障する。合併、買収により、終止する学校については在校生を適当な場所に配置し落ち着かせるべきである。義務教育を実施する私立教育が終止された時は、許可審議機関は学生が学校に再入学できるよう協力すべきである。

(3) 税法を改善し、学校の財産権の移動コストを減少させる。現在、中国の税法は流通税の方面において既にまとまった完全な法律体系が形成されているが、私立学校の財産権の移動についての収益と財産に関連する方面の税法はほぼ全くの空白の状況である。異なる場所の税務部門が実行する政策を一致させていないので、学校の財産権の移動が制約されている。営利性と非営利性私立学校によって、そしてまた財産権の移動の客体によって財産権の移動についての税収の政策を設計する。私立学校財産権が合理的に移動することを通じて、資源のよりよい配置を促進することを奨励するよう導いてくる。

⁹⁾ 張利國. 民辦學校破產退出的若干法律問題[J]. 現代教育管理, 2011, (11):56-59.

4.5 私立学校の財産権の紛争解決と救済メカニズムの完全化

私立学校の財産権の紛糾解決と司法救済メカニズムは、 私立教育の財産権を保護する義務であり、最後の1つの 砦である。

(1) 私立学校の財産権の紛糾の類型と救済方法を明確に する。私立学校の財産権の紛糾は、類型別に以下のよう な方法で解決する。①所有権の紛糾。主に財産権の主体 の財産帰属についての紛糾で、適切な司法訴訟の方法で 解決する。②人的資本の財産権の紛糾。主に教員と私立 学校間での紛糾で、調停と仲裁による方法で解決すれば いい。③知的所有権の紛糾。主に私立学校と教員の間の 知的所有権面での方面の紛糾で、より強い技術的特徴が より強いため、この紛糾は適切な司法の訴訟による方法 で解決したほうがいい。④法人機関の権力行使の紛糾。 この紛糾は学校の内部管理体制の問題に関連するので、 教育行政主管部門の介入を通じ、行政の方法で解決する10。 (2) 私立教育の財産権の紛糾解決メカニズムを豊富にす る。私立教育の財産権の紛糾の解決メカニズムを創立し、 伝統的な司法の訴訟解決メカニズム以外に、調停メカニ ズムの設立と導入(私立教育における中立の第三者の介 入)、行政調停、行政仲裁および行政仲裁メカニズム(教 育行政主管部門の介入) などを含む。伝統的な訴訟メカ

ニズムと比較してみると、これらのメカニズムは簡便で 速い特性を有し、訴訟コストを節約し、紛糾を解決する 効率を高め、長く直ちに対立する矛盾を解消し、私立教 育を安定させ、発展を維持する。

(3) 私立教育の財産権の紛糾を解決する司法救済ルートを滞りのないようにする。当面、私立学校を起訴する難しさ、取り調べ時間の長さ等の問題を重点的によく解決する。関連する立法の完備を通じ、更に私立学校の財産権の紛糾解決条件、証拠責任、受理期限等の手続き問題をしっかりと整理し、裁判所による速やかな事件審理、事件裁決の基礎を打ち立て、事件が長きにわたって不決となるのを防止する。それ以外に、私立学校には企業法人と異な特殊性があり、学校、教育主管部門、政府部門との疎通のメカニズムを創立し、この種類の事件を解決するために政策上の障害を取り除く。司法独立を強化し、政府などの不法な原因による裁判所に対する妨害を防止し、公正に私立教育の財産権の紛糾を解決する。

[基金項目]:教育部人文社會科學研究項目(13YJC880108); 遼寧省民辦教育協會2013年教育科研立項課題(LMJX 13021);遼寧省教育科學"十二五"規劃2014年度課題 (JG14DB103)。

¹⁰⁾ 楊挺, 周鴻. 論民辦學校產權之法律保護[J]. 中國教育學刊, 2005, (5):12-15.